<自治会長様提供用>

(令和6年度版)

※令和7年度自治会要望に向けて

まちづくり補助の手引き

市民部 地域振興課

目 次

◆自治会まちづくり活動推進事業費補助金 【 地域振興課 】 ・集会施設や広場の整備・改修、備品の購入、掲示板の設置ほか	•••••	$3 \sim 6$
◆コミュニティ助成事業 【地域振興課 】 ・一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業、		7~8
地域防災組織育成助成事業、青少年健全育成助成事業 ◆ 自治会パートナーシップ交付金 【 地域振興課 】	•••••	9~10
◆ごみ集積所設置整備費補助金【環境政策課】		11
◆防犯灯設置事業補助金【 防災危機管理課 】	•••••	12
◆防犯カメラ設置事業補助金【 防災危機管理課 】		13
◆消防·防災施設器具整備事業補助金 【 防災危機管理課 】		14
◆避難施設耐震改修等補助金【都市計画課】		15
◆河川愛護活動事業業務委託 【 建設課 】 ・一級河川の保全・美化活動		16
◆ 道路愛護活動事業業務委託 【 建設課 】 ・県が管理する道路の植栽施設の管理および路肩除草		17
◆ 里道水路補助金 【 建設課 】 ・自治会内の里道・水路の整備		18
◆除雪機械購入補助金【まち保全課】		19
◆ 有害鳥獣対策助成事業 【 まち保全課 】 ・猿、鹿、猪等の農作物の被害防止対策		20~21
◆森林・山村多面的機能発揮対策事業 【 まち保全課 】		22
◆土地改良事業等補助金 【 農政課 】 ・土地改良団体が行う事業		23
◆地域お茶の間創造事業費補助金【社会福祉課】		24~25

(注意)

※ 事業主体が個人に限定のものは、補助メニューに掲載していません。

◆自治会まちづくり活動推進事業費補助金

○事業の概要

米原市自治基本条例の目的を達成するため、自治会が自主的に行うまちづくり活動推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

〇事業主体

自治会

○補助対象事業および補助対象基本額等

対象事業	区分	補助対象経費	補助基本額	補助率
集会施設整備	県交付金対象事業	集会施設の建築または購入に要する経費	24,000,000円	1/2
事業	(建築等)	(土地代、造成地等の用地に係る経費は含	以内	以内
		みません。)		
集会施設修繕、	県交付金対象事業	既存の集会施設をバリアフリー化するた	24,000,000円	1/2
改造、改築およ	(バリアフリー化)	めの改造に要する経費(ただし、事業費	以内	以内
び増築事業		の下限は500,000円とします。)		
	市単独事業	既存の集会施設の修繕、改造、改築およ	3,000,000円	1/3
	(上記以外の修繕、	び増築に要する経費(ただし、事業費の	以内	以内
	改造、改築および増	下限は500,000円(小規模自治会(自治会		
	築事業)	を構成する世帯数として当該自治会が市		
		に届け出た数が、補助金の交付を申請し		
		ようとする前年度の4月1日(以下にお		
		いて「基準日」といいます。)現在にお		
		いて30以下である自治会をいいます。)		
		および高齢化率が高い自治会(自治会に		
		おける高齢化率が、基準日において40パ		
		ーセント以上である自治会をいいます。)		
		においては、300,000円)とします。)		
集会施設耐震	県交付金対象事業	避難所として活用が見込まれる既存の集	240,000円以内	1/3
改修事業	(耐震診断(木造))	会施設(木造)に係る耐震診断に要する		以内
		経費		
	県交付金対象事業	避難所として活用が見込まれる既存の集	600,000円以内	1/3
	(耐震診断(非木	会施設(非木造)に係る耐震診断に要す		以内
	造))	る経費		

整備および修修繕(500㎡以上で、施設の修繕および改善に要する次の経費 よび公園の整備 以内	i	Г		T	-
たは大破壊の危険があると診断された集会施設を耐震上、安全な状態にするための改修で、避難所として必要なパリアフリー化を含む工事に要する経費(設計監理費を含みます。) 場交付金対象事業(而振改修(非木造)) 場交付金対象事業(而振改修(非木造)) 場での集会施設(非木造)のうち、倒壊または大破壊の危険があると診断された集会施設を耐震上、安全な状態にするための改修で、避難所として必要なパリアフリー化を含む工事に要する経費(設計監理費を含みます。) 多目的広場やで、避難所として必要なパリアフリー化を含む工事に要する経費(設計監理費を含みます。) 多目的広場に、安全な状態にするための改修で、避難所として必要なパリアフリー化を含む工事に要する経費(設計監理費を含みます。) 多目的広場に、安全な状態にするための経費(設計監理費を含みます。) 多目的広場および公園の整備は影響である経費(設計を選挙を含みます。) 多目的広場および公園の整備は影響である経費(のが、大変に、多目的広場および必要に要する経費に要する経費を対した。大だし、多目的広場を対し、表別、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に		県交付金対象事業	改修後に避難所として活用が見込まれる	7,800,000円以内	1/3
会施設を耐震上、安全な状態にするための改修で、避難所として必要なバリアフリー化を含む工事に要する経費(設計監理費を含みます。) 現交付金対象事業 (耐震改修(排木 造)) 原存の集会施設(非木造)のうち、倒壊または大変を施設を耐震上、安全な状態にするための改修で、避難所として必要なバリアフリー化を含む工事に要する経費(設計監理費を含みます。) 多目的広場等 多目的広場の整備、 を確(500㎡以上で、 かの改修で、避難所として必要なバリアフリー化を含む工事に要する経費(設計監理費を含みます。) 多目的広場および以園の整備をに要する経費(設計を確し、安全な状態にするための改修で、避難所として必要なバリアフリー化を含む工事に要する経費(設計をできるが、と診断できる広場の整備をは、安全な状態にするための改修で、避難所として必要ながリアフリー化を含む工事に要する経費(設定のを確し、要する経費(1,000,000円以上3,500,000円以上3,500,000円以上3,500,000円以上3,500,000円以上3,500,000円以上3,500,000円以上3,500,000円以上3,500,000円以上3,500,000円以上3,500,000円以上3,500,000円以上3,000,000円以上3,000,000円以上3,0		(耐震改修(木造))	既存の集会施設(木造)のうち、倒壊ま		以内
の改修で、避難所として必要なバリアフリー化を含む工事に要する経費(設計監理費を含みます。) 県交付金対象事業 (耐震改修(非木造)) 参目的広場等 参目的広場の整備、大安全な状態にするための改修で、避難所として必要なバリアフリー化を含む工事に要する経費(設計監理費を含みます。) 多目的広場等 参目的広場の整備、大安全な状態にするための改修で、避難所として必要なバリアフリー化を含む工事に要する経費(設計監理費を含みます。) 多目的広場等 参目的広場および公園の整備または既存 施設の修繕および改善に要する経費 (設計と)の権税 公園の整備 に要する経費 (1,000,000円以上3,500,000円以上3,000,000円以上3,000円以上3,000円以上3,000円以内3,500未可能を提供して行う場合は、上記に係る原材料費			たは大破壊の危険があると診断された集		
現交付金対象事業			会施設を耐震上、安全な状態にするため		
現交付金対象事業 改修後に避難所として活用が見込まれる 明夜改修 (非木 造)) 数修後に避難所として活用が見込まれる 既存の集会施設 (非木造) のうち、倒壊 または大破壊の危険があると診断された 集会施設を耐震上、安全な状態にするた めの改修で、避難所として必要なパリア フリー化を含む工事に要する経費 (設計 監理費を含みます。) 多目的広場の整備 を締 (500㎡以上で、 たび、 多目的広場および公園の整備 に要する経費 (1,000,000円 以上3,500,000円以内) を (1) 敷地造成または整地に要する経費 (1,000,000円 以上3,500,000円以内) を (1) 数地造成または整地に要する経費 (1,000,000円 以上3,500,000円以上の (2) 既存施設の修繕および改善に要する経費 (3) 権裁、緑地、花壇、休憩所、便所、 散策路、フェンス、遊具、倉庫等の設置に要する経費 (1,000,000円 以上3,500,000円以内) ② 既存施設の修 経および改善に要する経費 (4) 側離、排水路等の設置に要する経費 (300,000円以上3,000,000円以上3,000,000円以上3,000,000円以内) (5) は減にまる団体をいう。)または米原市の場合は、面積を間 (5) は減による団体をいう。)または米原市の場合は、面積を間 (5) は減による団体をいう。)または米原市の場合は、面積を間 (5) は (6) は (5) は (5) は (6)			の改修で、避難所として必要なバリアフ		
県交付金対象事業 改修後に避難所として活用が見込まれる (耐震改修 (非木 造))			リー化を含む工事に要する経費(設計監		
(耐震政修(非木 造)) 既存の集会施設(非木造)のうち、倒壊または大破壊の危険があると診断された集会施設を耐震上、安全な状態にするための改修で、避難所として必要なバリアフリー化を含む工事に要する経費(設計監理費を含みます。) 多目的広場の整備、 を締 (500㎡以上で、施設の修織および公園の整備または既存施設の修織および改善に要する終費ないると診断されたを終着(500㎡以上で、施設の修織および公園の整備または既存施設の修織および公園の整備に要する経費ない方の値栽、公園の整備に要する経費の検験に要する経費の検験に要する経費は、のののののののののでであるによび公園の土地に係る不動産登記の名義が自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づく地縁による団体をいう。)または米原市の場合は、面積を間を対しては、1000、000円以上3、000、000円以上3、000、000円以上3、000、000円以上3、000、000円以上3、000、000円以上3、000、000円以上3、000、000円以内)			理費を含みます。)		
または大破壊の危険があると診断された 集会施設を耐震上、安全な状態にするための改修で、避難所として必要なバリアフリー化を含む工事に要する経費(設計監理費を含みます。) 多目的広場の整備、 を締(500㎡以上で、施設の修締および公園の整備または既存施設の整備および周辺の植栽・公園の整備、 (1) 敷地造成または整地に要する経費 (1,000,000円以上3,500,000円以内) (2) 既存施設の修繕および改善に要する経費 (1,000,000円以上3,500,000円以内) (3) 植栽、緑地、花壇、休憩所、便所、検練(150㎡以上)。 ただし、多目的広場 および公園の土地に係る不動産登記の名義が自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づく地縁による団体をいう。)または米原市の場合は、面積を問		県交付金対象事業	改修後に避難所として活用が見込まれる	9,600,000円以内	1/3
集会施設を耐震上、安全な状態にするための改修で、避難所として必要なバリアフリー化を含む工事に要する経費(設計監理費を含みます。) 多目的広場等 多目的広場の整備、 多目的広場が進程では、 を締(500㎡以上で、施設の修繕および改善に要する次の経費 よび公園の整備、		(耐震改修(非木	既存の集会施設(非木造)のうち、倒壊		以内
参の改修で、避難所として必要なバリア フリー化を含む工事に要する経費(設計 監理費を含みます。) 多目的広場等 多目的広場の整備、 整備および修 修繕 (500㎡以上で、 綾事業 スポーツができる広 場の整備および問辺の植栽 公園の整備、 修繕 (150㎡以上)。 ただし、多目的広場 および公園の性に 係る不動産登記の名 義が自治会(地方自治法(昭和22年法律)第67号)第260条の2 第1項の規定に基づく地縁による団体をいう。)または米原市の場合は、面積を問		造))	または大破壊の危険があると診断された		
クリー化を含む工事に要する経費 (設計 監理費を含みます。) 多目的広場の整備、			集会施設を耐震上、安全な状態にするた		
多目的広場等 多目的広場の整備、 修繕(500㎡以上で、 施設の修繕および改善に要する次の経費 場の整備および周辺 の植栽)公園の整備、 (修繕(150㎡以上)。 ただし、多目的広場および公園の整備に要する経費 りが育治会(地方自治法(昭和22年法律第667号)第260条の2第1項の規定に基づく地縁による団体をいう。)または米原市の場合は、面積を間 多目的広場おは1/2 ① 多目的広場おは、1/2 よび公園の整備はよび、の経費は、まび公園の整備はで要する経費は、まび公園の整備はで要する経費は、1,000,000円以上3,500,000円以内) に要する経費は、1,000,000円以上3,500,000円以内) のののののののののののののののののののののののののののののののののののの			めの改修で、避難所として必要なバリア		
多目的広場等 多目的広場の整備、修繕 (500㎡以上で、施設の修繕および改善に要する次の経費 よび公園の整備 に要する経費 (1,000,000円 以上3,500,000 円以内) (1,000,000円 以上3,500,000 円以内) (1,000,000円 以上3,500,000 円以内) (2) 既存施設の修繕および改善に要する経費 (300,000円以上3,00,000円以上3,00 (30,000円以上3,00 (30,000円以内) (30,000円以上3,00 (30,000円以上3,00 (30,000円以上3,00 (30,000円以内) (30,000円以内) (30,000円以内) (30,000円以上3,00 (30,000円以上3,00 (30,000円以上3,00 (30,000円以内) (40,000円以内)			フリー化を含む工事に要する経費(設計		
整備および修修繕(500㎡以上で、施設の修繕および改善に要する次の経費			監理費を含みます。)		
 (1) 敷地造成または整地に要する経費 (2) グラウンド整備に要する経費 (3) 植栽、緑地、花壇、休憩所、便所、 散策路、フェンス、遊具、倉庫等の設置に要する経費 (4) 側溝、排水路等の設置に要する経費 (5) 公園駐車場整備に要する経費 (6) 地域住民で行う場合は、上記に係る原材料費 (7) 数地造成または整地に要する経費 (1) (1) 000,000円 (1) 以上3,500,000円 (2) 既存施設の修繕および改善に要する経費 (3) 統裁・以内 (4) 側溝、排水路等の設置に要する経費 (5) 公園駐車場整備に要する経費 (6) 地域住民で行う場合は、上記に係る原材料費 (7) 000円以上3,000円以上3,000円以上3,000円以上3,000円以上3,000円以上3,000円以上3,000円以内) 	多目的広場等	多目的広場の整備、	多目的広場および公園の整備または既存	① 多目的広場お	1/2
場の整備および周辺の植栽)公園の整備、修繕(150㎡以上)。 ただし、多目的広場および公園の土地に係る不動産登記の名義が自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づく地縁による団体をいう。)または米原市の場合は、面積を問 (1,000,000円以上3,500,000円以内) (1,000,000円以上3,500,000円以内) (1,000,000円以上3,500,000円以内) (1,000,000円以上3,500,000円以内) (1,000,000円以上3,500,000円以内)	整備および修	修繕(500㎡以上で、	施設の修繕および改善に要する次の経費	よび公園の整備	以内
の植栽) 公園の整備、 修繕(150㎡以上)。 ただし、多目的広場 および公園の土地に 係る不動産登記の名 義が自治会(地方自 治法(昭和22年法律 第67号)第260条の2 第1項の規定に基づ く地縁による団体を いう。) または米原市 の場合は、面積を問	繕事業	スポーツができる広	① 敷地造成または整地に要する経費	に要する経費	
修繕 (150㎡以上)。 ただし、多目的広場 および公園の土地に 係る不動産登記の名 義が自治会(地方自 治法(昭和22年法律 第67号)第260条の2 第1項の規定に基づ く地縁による団体を いう。)または米原市 の場合は、面積を問		場の整備および周辺	② グラウンド整備に要する経費	(1,000,000円	
ただし、多目的広場		の植栽)公園の整備、	 ③ 植栽、緑地、花壇、休憩所、便所、	以上3,500,000	
および公園の土地に 係る不動産登記の名 義が自治会(地方自 治法(昭和22年法律 第67号)第260条の2 第1項の規定に基づ く地縁による団体を いう。)または米原市 の場合は、面積を問		修繕(150㎡以上)。	散策路、フェンス、遊具、倉庫等の設	円以内)	
係る不動産登記の名 義が自治会(地方自 治法(昭和22年法律 第67号)第260条の2 第1項の規定に基づ く地縁による団体を いう。)または米原市 の場合は、面積を問		ただし、多目的広場		② 既存施設の修	1/3
係る不動産登記の名 義が自治会(地方自 治法(昭和22年法律 第67号)第260条の2 第1項の規定に基づ く地縁による団体を いう。)または米原市 の場合は、面積を問		および公園の土地に	 ④ 側溝、排水路等の設置に要する経費	繕および改善に	以内
義が自治会(地方自 治法(昭和22年法律 第67号)第260条の2 第1項の規定に基づ く地縁による団体を いう。)または米原市 の場合は、面積を問		係る不動産登記の名		要する経費	
治法 (昭和22年法律 第67号)第260条の2 第1項の規定に基づ く地縁による団体を いう。)または米原市 の場合は、面積を問		義が自治会(地方自	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(300,000円以上3,00	
第67号)第260条の2 第1項の規定に基づ く地縁による団体を いう。)または米原市 の場合は、面積を問		治法(昭和22年法律			
く地縁による団体を いう。)または米原市 の場合は、面積を問		第67号)第260条の2	小水内代質 		
いう。)または米原市の場合は、面積を問		第1項の規定に基づ			
の場合は、面積を問		く地縁による団体を			
		いう。)または米原市			
いません。		の場合は、面積を問			
		いません。			

コミュニティ	備品等の購入	パーソナルコンピュータ、複写機、印刷	100,000円以上	1/2
施設備品等整		機、プリンタ、プロジェクタ、スクリー	400,000円以内	以内
備事業		ン、テント、冷房用または暖房用機器、		
		放送設備、簡易倉庫、会議机、椅子、自		
		動体外式除細動器(AED)、テレビ、		
		冷凍冷蔵庫、バリアフリー用具(スロー		
		プ、手すり、歩行器等)、感染症対策備品		
		(空気清浄機、体温測定器等)		
掲示板等設置	掲示板類の設置	掲示板、案内板、道標、屋外時計	100,000円以上400,00	1/2
事業			0円以内	以内
近隣景観形成	県交付金対象事業	近隣景観形成協定として知事の認定を受	150,000円以内	2/3
協定事業	(近隣景観形成協	けた協定団体において、当該年度におけ		以内
	定推進事業)	る協定締結および協定運営に係る事業に		
		要する経費		
	県交付金対象事業	近隣景観形成協定として知事の認定を受	協定世帯数×6,000	1/2
	(近隣景観形成等	けた協定団体において、協定に基づいた	円	以内
	修景対策事業)	景観形成事業に要する経費(用地補償費		
		は除きます。)		

備考

- 1 過去に滋賀県草の根ハウス設置事業費補助金交付要綱および滋賀県市町振興総合 補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けている場合は、この要綱において補助金の交付を受けたものとみなします。
- 2 集会施設整備事業については、過去に次の各号のいずれかの補助金の交付を受けて 集会施設の建築等を行った自治会にあっては、原則として当該補助から 20 年以上経 過しなければ、申請することができないものとします。
- (1) 草の根ハウス設置事業費補助金
- (2) 個性輝く自治活動補助金(自治ハウス整備事業)
- (3) 市町振興総合補助金個性輝く自治活動支援(自治ハウス整備)
- (4) 自治振興交付金(個性輝く自治活動支援事業)
- 3 集会施設整備事業ならびに集会施設修繕、改造、改築および増築事業のうち県交付金対象事業について、備考2各号に掲げる補助金以外の補助金等の交付を受けて集会施設の建築等を行った自治会にあっては、当該施設が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく耐用年数を経過しなければ、申請することができません。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではありません。
- 4 集会施設修繕、改造、改築および増築事業のバリアフリー化は、平成12年度以前に建築された既設集会施設を対象とし、人に優しい構造に改造し、階段に手すりを付ける、玄関の段差をなくす、車椅子で利用可能なトイレにする等、子どもからお年寄

- り、障がいのある方も利用しやすい施設となるよう、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年滋賀県条例第42号)に定めた修繕および改善を対象とします。
- 5 集会施設耐震改修事業は、昭和56年5月31日以前に着工された建物を対象とし、 補助金を受けることができるのは、1自治会1回限りとする。この場合において、滋 賀県自治振興交付金における個性輝く自治活動支援事業(コミュニティ防災力向上促 進事業)の交付を受けた自治会は既に交付を受けたものとみなします。
- 6 集会施設修繕、改造、改築および増築事業については、既存の施設ごとに完了年度の翌年度から起算して3年を経過しなければ再度の申請ができないものとします。ただし、修繕事業については、危険性が予見されるなど集会施設の安全管理上、必要と認められる場合については、この限りでありません。
- 7 多目的広場等整備および修繕事業のうち修繕および改善事業については、既存の施設ごとに完了年度の翌年度から起算して3年を経過しなければ再度の申請ができないものとします。ただし、修繕事業については、危険性が予見されるなど多目的広場等の安全管理上、必要と認められる場合については、この限りでありません。
- 8 コミュニティ施設備品等整備事業の備品等の購入は、次の表に定める耐用年数を経 過しなければ再度の申請ができないものとします。ただし、故障等やむを得ない理由 により使用ができなくなった場合は、この限りでありません。

品名	耐用年数
パーソナルコンピュータ	4年
複写機、印刷機、プリンタ、プロジェクタ、スクリーン、テント、 テレビ、バリアフリー用具(スロープ、手すり、歩行器等)	5年
冷房用または暖房用機器、放送設備、自動体外式除細動器 (AED)、 冷凍冷蔵庫、感染症対策備品(空気清浄機、体温測定器等)	6年
簡易倉庫	10年
会議机、椅子	
主として金属製のもの	15年
その他のもの	8年

9 近隣景観形成協定事業のうち修景対策事業については、近隣景観形成協定として滋賀県知事の認定を受けた翌年度から10年間のうち1回を補助対象とします。ただし、 平成16年度以前に認定を受けた協定団体については3回までとします。

〇担当課市民部地域振興課(本庁舎)TEL53-5111地域振興課(山東支所)TEL53-5171近江市民自治センターTEL53-5191伊吹市民自治センターTEL53-5190

◆コミュニティ助成事業(一般財団法人 自治総合センター)

○事業の概要

宝くじの社会貢献広報事業として、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり等に対して助成を行うことにより、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るため、「一般財団法人 自治総合センター」が実施するものです。

〇助成事業

- 1 コミュニティ助成事業は、次の各事業とします。
- (1) 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く。)の整備に関する事業

助成例:除雪機、格納庫、草刈機、芝刈機、集会施設備品、遊具など

(2) コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備に関する事業

- (3) 地域防災組織育成助成事業
 - ア. 自主防災組織育成助成事業

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織または その連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く。) の整備に関する事業

助成例:可搬式消防ポンプ、防災資材(AED、車椅子など)、資材備蓄物置など

(4) 青少年健全育成助成事業

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動 に関する事業およびその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親 子で参加するソフト事業

- 2 前項の各事業は、次の要件を満たすものとします。
- (1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの
- (2) 国の補助金および地方債を充当していないもの
- (3) 補助事業実施年度内に完了するもの
- (4) 原則として、短期間に消費もしくは破損するような施設または設備等の整備でないもの
- 3 事業実施主体1団体あたり、申請は1件に限るものとします。

〇助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位(10万円未満を切り捨て)とします。

- 1 一般コミュニティ助成事業 100万円から250万円まで
- 2 コミュニティセンター助成事業 対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、2,000万円まで
- 3 地域防災組織育成助成事業 ア.30万円から200万円まで
- 4 青少年健全育成助成事業30万円から100万円まで

○その他

対象事業については、「一般財団法人 自治総合センター」へ問い合わせる必要があります。申請に当たっては、事前に米原市役所担当課までお問い合せください。

〇担当課市民部地域振興課(本庁舎)Im53-5111地域振興課(山東支所)Im53-5171近江市民自治センターIm53-5191伊吹市民自治センターIm53-5190

※コミュニティ助成事業は、毎年度夏頃に募集案内があります。上記内容は、令和7年度 の実施要綱のものであり、実施の有無および内容等が変更になることがあります。

◆自治会パートナーシップ交付金

○事業の概要

米原市自治基本条例の目的を達成するため、市民の自主的な意欲に基づき実施される地域ぐるみのまちづくりに取り組む自治会活動に対して、予算の範囲内で交付金を交付します。

〇事業主体

自治会

○交付対象事業および交付金の額

下表の交付対象事業のうち、4事業以上を実施した場合に交付金を交付します。

	交付対象事業	交付金の額
防災対策事	自主防災組織の防災計画を毎年度見直し、これに基づく避	1万円
業	難訓練を実施する。	
男女役員登	自治会運営組織の役員に、男女とも複数人配置する。	1万円
用事業		
空家対策事	自治会内に空家バンクサポーターを配置し、次のいずれか	空家1件に
業	を実施する。	つき1万円
	(1) 交付対象期間(前年度1月1日から当該年度 12 月	
	31 日までの間をいう。以下同じ。)に空家バンクに空家	
	を新たに登録する。	
	(2) 交付対象期間に空家バンクの登録物件に移住者を新	
	たに受け入れる。	
健康推進事	(1) 健康推進員を設置し、健康推進員による集団活動お	1万円
業	よび自治会長または健康推進員による各種健(検)診の	
	受診勧奨を実施する。	
	(2) 健康推進員を設置していない自治会は健康推進員の	
	推薦(被推薦者は市が実施する講座を修了すること。)お	
	よび各種健(検)診の受診勧奨を実施する。	
熱中症予防	地域住民の熱中症を予防するため、自治会館等の冷房設備	1万円
事業	のある部屋を地域住民に開放し、見守りまたは声掛けによ	
	る熱中症予防行動および熱中症による健康被害を防止する	
	ための啓発活動を実施する。	
子どもの見	子どもを見守るグループを設置し、児童や生徒の登下校に	1万円
守り事業	おける付き添いや危険箇所での立哨等を実施する。	
子どもの居	自治会館等を利用した子どもの居場所づくりを実施する。	1万円
場所づくり	※自治会と子ども会等が共同で行う場合も対象となりま	
事業	す。	

心事事类	カルヘナナルギニンニ、マベッズ新加州ファヤロファ ナッド	1 → III
除雪事業	自治会またはボランティア等の活動保険に加入し、市の除	1万円
	雪区域以外の道路除雪や除雪が困難な住民に対する除雪支	
	援を実施する。	
獣害対策事	(1) 侵入防止柵点検員を配置し、その点検員による定期	1万円
業	的な点検および適正な維持管理を実施する。	
	(2) 侵入防止柵を設置していない自治会にあってはサル	
	等の有害鳥獣の追い払いを実施する。	
まちづくり	まちづくり組織を設置し、年間を通して魅力あるまちづく	1万円
事業	り活動を実施する。	
コミュニティイベン	祭り、スポーツ事業、文化事業、伝統行事など、自治会住	1万円
卜開催事業	民の交流を目的としたコミュニティイベントを実施する。	
自治会事務	自治会サイトを利用する自治会が、自治会運営上の事務処	1万円
員設置事業	理(自治会運営組織の庶務や市等への手続・報告書類作成	
	等)を担う自治会事務員(自治会役員を兼ねる者を除く。)	
	を設置する。	
課題解決事	上記項目以外の取組で、自治会が自ら課題を整理し、その	1万円
業	解決に向けた取組を市長の確認を経て実施する。ただし、	
	市補助金を受けて実施する取組を除く。	

〇担当課 市民部 地域振興課 T_L 53-5111

◆ごみ集積所設置整備費補助金

○事業の概要

自治会が管理するごみ集積所の環境美化を図ることにより、ごみの減量化およびごみの分別に対する意識の向上を促すことを目的とし、ごみ集積かごの設置整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

〇事業主体

自治会

○補助の対象となる経費および補助率

ごみ集積所の設置経費および整備費の2分の1以内の額で5万円を限度

○担当課 市民部 環境政策課 № 53-5112

◆防犯灯設置事業補助金

○事業の概要

市民の防犯意識の高揚と地域社会の安全確保を図るため自治会が実施する防犯灯の設置について、予算の範囲内で補助金を交付します。

〇事業主体

自治会

○補助の対象となる経費および補助率

補助対象:新設・改良する防犯灯(LEDに限ります。)に係る経費

補助率: 1/2 (限度額12,000円/1か所)

〇担当課 政策推進部 防災危機管理課 **E** 53-5161

◆防犯カメラ設置事業補助金

○事業の概要

自主防犯活動に取り組んでいる自治会が、地域の安全で安心なまちづくりを 目的に設置する防犯カメラの設置経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付す る。

〇事業主体

自治会

○補助の対象となる経費および補助率

補助対象:自治会が行う防犯カメラの設置に要する経費(防犯カメラの設置を

明示する看板等の作成経費を含む。)

補助率:1/2(限度額50,000円/1基当たり)

〇補助対象条件

- ①個人のプライバシーの保護に十分配慮し、撮影範囲は必要最小限とし、特定の個人、建物等を監視しないこと。
- ②撮影される範囲のうち、公道等の画像面積が2分の1以上であること。
- ③自治会内で、設置についての合意が形成されていること。
- ④防犯カメラを設置する場所の所有者の同意または許可を得ていること。
- ⑤防犯カメラを設置することについて、他の法令等に基づく許可等が必要で ある場合は、当該許可等を得ていること。
- ⑥米原市防犯カメラの設置および運用に関するガイドラインに適合した要領 等を制定していること。

◆消防·防災施設器具整備事業補助金

○事業の概要

地域の消防・防災施設器具の整備および維持管理の充実を図るため、緊急・必要性等考慮の上、予算の範囲内で補助金を交付する。

〇事業主体

自治会 • 自主防災組織等

〇補助対象物品

防災資機材等

区分	補助対象物品・経費	補助率	補助対象限度額
	门田少八八多个小山 一个工具	TITHEY J. T.	一市ウルバラスド以又作
	発電機、投光器、ライト、コードリール、簡易トイレ、車椅子、リヤカー、担架、救助ボート、救命胴衣、救命浮環、フローティングロープ、胴付長靴、毛布、マット、カセットコンロ、カセットボンベ、衛生用品(マスク等)、ブルーシート、切創防止用保護具、チェンソー、可搬式ウインチ、油圧式ジャッキ、燃料携行缶、レスキューキット(救出救護器具)、クリッパー、ハンマー、ロープ、ワイヤー、テコバール、バリケード、プラケード、脚立、救護テント、救急箱(救急用品)、簡易ベッド、台車、ヘルメット、防火衣、ベスト、法被、役別腕章、防災ラジオ、炊飯装置、給水タンク(飲料用水槽)、かまどベンチ、消火用バケツ、避難旗、土嚢袋		1組織当たりの事業費1,000,000円
	等必要と認めるもの		
備蓄食料品	食料、飲料水 ※ただし、5年以上保存が可能なもの。		
情報収集伝達用資 機材	携帯用無線機、携帯用拡声器、トランシーバー		
備蓄施設	資機材備蓄倉庫(コンテナ式を含む)		
避難場所・案内標 示板	避難場所標示板、案内標示板		
災害準備用品	非常用持出袋		
防災啓発経費	防災チラシ、防災手引き作成費		
	防災講演等講師謝礼		

消防施設器具

補助対象事業	区 分	補助対象経費	補 助 率	補助対象限度額
ポンプ車庫 消防車車庫	新 設 改築·修繕	消防施設および消防器具の整	1/2以内	1組織当たりの事業費1,000,000円
消火栓器具 (ボッ クス、ホース、筒 先等)	新 設 更 新	備に要する経費	2/3以内	

〇担当課 政策推進部 防災危機管理課 Tm 53-5161

◆避難施設耐震改修等補助金

○事業の概要

米原市地域防災計画に定める避難所(以下「避難施設」という。)の地震に対する安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを進めるため、避難施設の耐震診断ならびに耐震改修工事等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

〇事業主体

避難施設を所有する自治会

〇補助対象建築物

- ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成された建築物
- ・避難施設に位置付けられている建築物
- ・工事完了後、避難施設として10年間以上活用される建築物
- ・災害時に速やかに避難所等として開設可能となる措置が講じられている建築物
- ・過去にこの補助金または自治会まちづくり活動推進事業費補助金交付要綱に基づく同一事業の補助金を受けていないもの等

〇補助対象事業および補助率等

補助対象事業	補助基準額	補助率	
耐震診断事業	面積に次の基準単価を乗じて得た額の合計	2/3以内	
(国補助金対象事業)	額と事業に要する経費のいずれか低い方の		
	額。ただし、300 万円を超えるときは 300		
	万円を上限とします。		
	ア. 面積 1,000 m²以内の部分は 3,600 円/		
	m²		
	イ. 面積 1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の		
	部分は 1,540 円/㎡		
	ウ. 面積 2,000 ㎡を超える部分は 1,030		
	円/m²		
耐震改修事業(工事)	面積に 47,300 円/㎡を乗じて得た額と事	2/3以内	
(国補助金対象事業)	業に要する経費のいずれか低い方の額。そ		
	の他設計等に関しては別に限度額あり。		

※その他詳細な内容については、担当課まで御相談ください。

○担当課 まち整備部 都市計画課 ™ 53-5144

◆河川愛護活動事業業務委託

○事業の概要

一級河川の保全・美化活動に要する経費に対し、予算の範囲内で委託契約します。

〇事業主体

自治会、地域住民で構成される団体等

〇対象となる経費

グラグになっては、				
委託事業	委託費	備考		
一級河川(琵琶湖を含む)区域 における除草およびごみ等清 掃作業				
一級河川(琵琶湖を含む)区域 における竹木の伐採・集積・処 分	実施面積から算出	地域の住民等により構成 される自治会等の団体によ る自主的な取組		
一級河川の川底土砂の撤去および処分				

[◇]除草・清掃と竹木の伐採・集積、川ざらえは別々の契約となります。

〇申請締切

除草およびごみ等清掃作業 4月第3金曜日

竹木の伐採・集積・処分 5月末日

川底土砂の撤去および処分 6月第2金曜日

○委託料の額

各単価は、県の予算の状況により変動がありますので、建設課まで御相談ください。

〇注意事項

竹木伐採時に出た竹木の処分について、お困りの場合は別途建設課にご相談ください。

○担当課 まち整備部 建設課 ℡ 53-5143

◆道路愛護活動事業業務委託

○事業の概要

県が管理する道路の植栽施設の管理および路肩除草に要する経費に対し、 予算の範囲内で委託契約します。

〇事業主体

自治会、地域住民で構成される団体等

〇対象となる経費

<u>/ </u>		
委託事業	委託費	備考
県が管理する道路区域における 植栽施設の管理(除草・植栽施 設の剪定整枝・施肥・花の植え 付けおよびごみ等清掃作業)	実施面積から算出	地域の住民等により構成される自治会等の団体によ
県が管理する道路区域における 路肩除草およびごみ等清掃作 業		る自主的な取組

[◇]実施回数は植栽施設の管理(年間3回)、路肩除草(年間2回)となります。

〇申請締切

4月第3金曜日

○委託料の額

各単価は、県の予算の状況により変動がありますので、建設課まで御相談ください。

○担当課 まち整備部 建設課 ℡ 53-5143

◆里道水路補助金

○事業の概要

自治会が行う里道・水路の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

〇事業主体

自治会

○補助の対象となる経費および補助率

補助対象経費	補助率	備考
里道、水路整備事業費	1/2以内	20万円以上の整備工事費に限る。

〇注意事項

里道水路補助金については、自治会要望で要望していただいた翌年度の補助事業となります。

里道水路補助金を要望される場合は、自治会要望提出時に工事の見積書も御提出 ください。

工事を予定する箇所が里道水路補助金の対象となるかどうかについては、事前に 建設課に御確認ください。

○担当課 まち整備部 建設課 ℡ 53-5143

◆除雪機械購入補助金

○事業の概要

自治会が道路等の除雪作業を自主的に行い、冬季の道路交通の確保を図るための除雪機械の購入経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

〇事業主体

自治会

○補助の対象となる経費および補助率

1111-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1				
補助対象経費	補助率		備考	
自治会が道路等の除雪計画	1/2以内	(上限50万	市の除雪路線以外の幅員2	
に基づいて購入する除雪機	円)		m以上の路線で、延長500m	
械購入経費			未満は1台、1km未満は2	
			台、1 k m以上は3台。ただ	
			し1地区2台/年以内。	

○担当課 まち整備部 まち保全課 ™ 53-5175

◆有害鳥獸対策助成事業

○事業の概要

鳥獣害に強い集落づくりのため、集落ぐるみで取り組む鳥獣害対策に要する経費に対し、予算の範囲内で助成します。

〇事業主体

自治会・農業組合・集落営農組織等

〇補助対象事業および補助率等

,	1円リリス	多事未のよい*	用助学寺		
	番号	補助対象事業	経 費	補 助 率	要件
		鳥獣被害防止 総合対策事業 (国)	および耐用年数を	資材費の80%以内か つ次の上限単価の 80%以内 ・イノシシ用ワイヤーメッシュ柵 1,290円/1m ・シカ、イノシシ用ワイヤーメッシュ 柵	・受益戸数が3戸以上かつ投資効果が見込めること。 ・自力施工であること。
				1,950円/1m	
	2	農業関係団体等 事業 (県)	設および耐用年数	資材費の1/2以内か	・受益戸数が2戸以上 かつ受益面積が50 a 以 上 ・自力施工であること。
			既設フェンスの補強	(自力施工) 資材費の1/2以内か つ次の上限単価の1/2	設置から5年を経過し、補強によりおおむ ね5年以上使用期間が 延長できること。

		自然災害により破損した獣害柵の復旧(倒木等の処理委託費を含む。)	1/2以内(上限20万円)	経費が1万円を超える 場合に限る。
		簡易な修繕	1/2以内(1か所に つき上限850円)	栅等の修繕に要す消耗 品費。ただし、工具類 は除く。
4	サルが去る集落 ぐるみ推進補助 金 (市)	防護柵の資材費	1 家庭菜園当たり 2/3以内(上限10万 円)	・申請者は自治会とし、 組織的に被害防止に取り組む活動をすること。 ・高さが1m以上の金 属柵等の上部に3段張り以上の電気柵を設置 する場合に限る。

※上表の内容は令和6年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

〇その他

・追い払い資材の支給(無料)

自治会長様から申請があった場合には、ロケット花火、爆竹を支給しています。 1回に支給できる上限は、ロケット花火3箱、爆竹3箱です。

・有害獣捕獲用檻の設置(無料)

自治会長様から申請があった場合には、捕獲用檻を設置し、餌やり、捕獲獣の処分を行います。市が設置適地を調査した上で、決定しますので、自治会長様が設置と捕獲獣の埋設について土地所有者の承諾を得てください。

○担当課 まち整備部 まち保全課 ℡ 53-5175

◆森林•山村多面的機能発揮対策事業

○事業の概要

里山林の保全管理や森林資源を利活用するための活動に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

〇事業主体

自治会・森林所有者等

○補助の対象となる経費および補助率

○ 開切の対象となる程負のより開助率			
森林・山村多	[事業採択要件]		
面的機能発揮	活動組織を設置し、3年以上の計画を作成すること		
対策交付金	①活動推進費	現地の林況調査、研修等	次の上限単価以内
(国)			112,500円(初年度のみ)
	②地域環境保全	里山林景観を維持する	次の上限単価以内
	タイプ(里山林保	ための活動等	120,000円/ha(1年目)
	全)		115,000円/ha(2年目)
			110,000円/ha(3年目)
	③地域環境保全	侵入竹の伐採・除去活動	次の上限単価以内
	タイプ(侵入竹除	等	285,000円/ha(1年目)
	去•竹林整備)		265,000円/ha(2年目)
			245,000円/ha(3年目)
	④森林資源利用	炭焼き、しいたけ原木な	次の上限単価以内
	タイプ	どとして利用するため	120,000円/ha(1年目)
		の伐採活動等	115,000円/ha(2年目)
			110,000円/ha(3年目)
	⑤森林機能強化	路網の補修・機能強化等	800円/m
	タイプ		
	⑥関係人口創	地域外関係者との活動	50,000円
	出・維持タイプ	内容の調整等	
		活動の実施に必要な機	購入額の1/2以内(一部1/3
	整備等	材および資材の整備	以内)

- ※⑤、⑥、⑦は上記の②、③、④の活動を行った場合のみ実施できます。
- ※上表の内容は令和6年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

〇その他

·里山防災整備(無料)

人家等保全施設に近接する危険木の伐採を行い、倒木による人命、人家等への被害を防止します。自治会長様が土地所有者の承諾を得てください。また、整備後5年間は維持管理をお願いします。

・緩衝帯の整備(無料)

荒廃した里山を整備し、野生獣の田畑等への侵入を抑えます。自治会長様が 土地所有者の承諾を得てください。また、整備後5年間は維持管理をお願いし ます。

○担当課 まち整備部 まち保全課 ℡ 53-5175

◆土地改良事業等補助金

○事業の概要

農業の振興を図るため、土地改良団体が行う土地改良事業等またはこれに伴う事務に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。

〇土地改良団体とは

土地改良区、農業協同組合、農業組合、水利組合、行政会その他土地改良事業等の推進および土地改良施設の維持管理上必要と認めるこれらに準ずる団体

〇補助率等

事業費20万円以上の事業を対象とし、補助率は50パーセント以内とします。

○担当課 まち整備部 農政課 ℡ 53-5142

◆地域お茶の間創造事業費補助金

○事業の概要

子どもから高齢者まで日頃から支援を必要とする者を地域で見守り、支え、高齢者の介護予防や多世代・共生の通いの場を充実するため、地域の資源を活用し、地域の活性化および互助によるコミュニティの構築を促進するための事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金の交付の対象となる事業は、高齢者同士または世代間の交流および社会参加を図るために展開する次のような事業です。

- (1) 自治公民館、集会所、空家等、誰もが自由に集える場を拠点とし、 同じ趣味や活動を行う者が集まって地域の課題解決や活性化、介護 予防活動、多世代・共生の取組等を行う居場所づくり事業
- (2) 地域の住民が高齢者や障がい者等を訪問し、日常生活上の支援を行う地域支え合い活動事業
- (3) 上記の事業を新たに実施する団体を設立する立ち上げ支援事業

〇事業主体

活動拠点が市内にあり、対象事業に取り組もうとする団体(自治会、福祉会、まちづくり団体、任意団体、老人クラブ、NPO等)

○補助の対象となる経費および補助基準額

【補助の対象となる経費】

報酬、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、賄材料費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料および賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他事業の実施に必要であると市長が認めた経費

【補助基準額等】

区分	対象事業	補助基準額
居場所づく	ア 居場所設置事業	1日当たり 1,000
り事業	居場所を開設運営する事業	円。ただし、年間
		80,000 円を限度と
		します。
	イ 介護予防活動拠点事業	1日当たり 2,000
	居場所を開設運営し、介護予防活動を行	円。ただし、年間
	う事業	160,000 円を限度
	※市が実施するご近所元気にし隊員養成	とします。
	講座の修了者が2人以上所属する団体	
	ウ 地域まるごと拠点事業	1日当たり 3,000
	居場所を開設運営し、介護予防活動や多	円。ただし、年間
	世代・共生の取組ならびに見守りおよび	240,000 円を限度
	支援を行う事業	とします。

	※介護職員初任者研修等修了者もしくは 教員免許取得者や医療・福祉・保育の国	
	家資格取得者が2人以上所属する団体	
	ただし、介護予防活動を行う場合は、ご	
	近所元気にくらし隊員養成講座の修了者	
	が2人以上所属する必要あり	
	エ 出前型居場所づくり事業	1日当たり 4,000
	お茶の間創造事業による居場所が開設さ	円。ただし、年間
	れていない地域に対し、団体・移動販売	320,000 円を限度
	事業者等が出向いて居場所づくり事業を	とする。
	展開する事業	
	※2つ以上の地域で事業を展開する団	
	体・移動販売事業等で、事前に市・社会	
	福祉協議会との協議により決定した内容	
	で事業を展開する団体・移動販売事業者	
	等に限る。	
	オ 常設型居場所づくり事業	年間 400,000 円を
	居場所を開設運営し、介護予防活動や多	限度とします。
	世代・共生の取組ならびに見守りおよび	
	支援を行う事業	
	※介護職員初任者研修等修了者または教	
	員免許取得者や医療・福祉・保育の国家	
	資格取得者が2人以上所属する団体	
地域支え合	地域の住民による見守り、配食、家事援	100,000 円以内
い活動事業	助、外出支援、高齢者等の居宅周辺の除	
	雪、その他地域の互助によるコミュニテ	
	ィの構築を促進する事業で市長が必要と	
	認める事業	
立ち上げ支	新たにお茶の間創造事業を実施する団体	20,000 円以内
援事業	を設立する事業	

備考

- 1 区分中「居場所づくり事業」のアからエは、居場所を月3日以上開設するものとします。
- 2 区分中「居場所づくり事業」のオは、居場所を週5日以上開設するものとします。

○担当課 くらし支援部 社会福祉課 ℡ 53-5121